参考資料2－2

特定機器に係るトップランナー制度について

○省エネ法に基づき、家電製品や自動車の省エネルギー基準をトップランナー方式により定められており、製造事業者等に基準を遵守する義務が課されている。未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金（100万円以下）の措置がとられる。

○2006年度より21機器が対象となり、新たに液晶・プラズマTV、ジャー炊飯器、電子レンジ等が追加された。

トップランナー方式の例

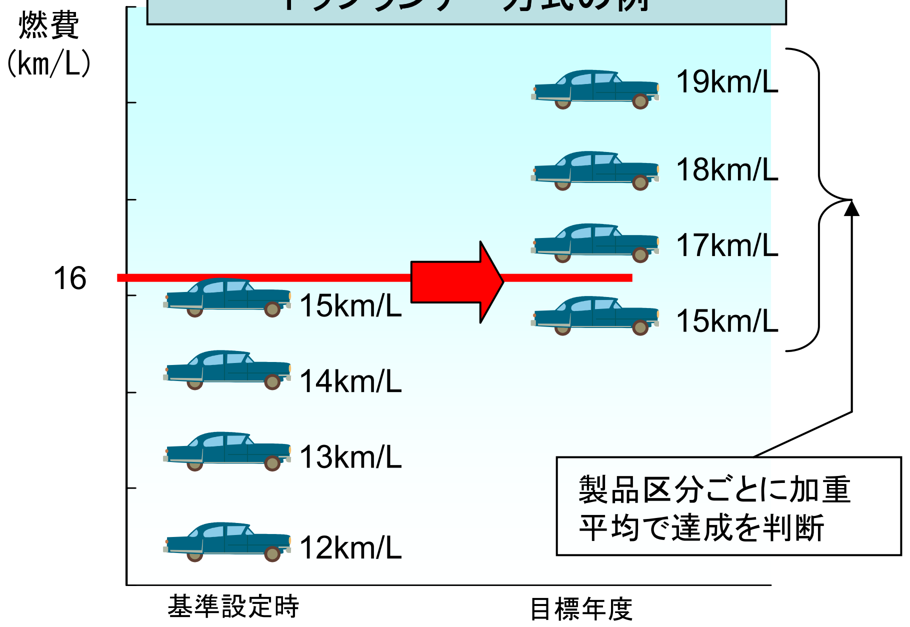

トップランナー方式による省エネ基準

※トップランナー方式とは

自動車の燃費基準や電気製品等の省エネ基準を、それぞれの機器において現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするという考え方

特定機器（21機器）

1. 乗用自動車
2. 貨物自動車
3. エアコンディショナー
4. テレビジョン受信機
5. ビデオテープレコーダー
6. 蛍光灯器具
7. 複写機
8. 電子計算機
9. 磁気ディスク装置
10. 電気冷蔵庫
11. 電気冷凍庫
12. ストーブ
13. ガス調理機器
14. ガス温水機器
15. 石油温水機器
16. 電気便座
17. 自動販売機
18. 変圧器
19. ジャー炊飯器
20. 電子レンジ
21. DVDレコーダー

トップランナー方式とは？

(1) 目標基準値(基準エネルギー消費効率):
製造事業者等が達成しなければならない機器の「エネルギー消費効率」に関する目標基準値。
いわゆる「トップランナー方式」という考え方に基づき、エネルギー消費効率が最も優れている製品の値を基本として目標基準値を決定。

(2) 区分:
同一の目標基準値を達成することが求められる製品区分(製品群)。

(3) 目標年度:
目標基準値の達成に向けた目標となる期限(年度)。
機器の開発期間、将来の技術発展の見通し等を勘案して設定。

(4) 達成判断方法:
目標年度において、製造事業者等ごとに製品区分ごとの加重平均(自動車、エアコンは加重調和平均)に基づき判断。

(5) 測定方法:
測定方法については、主としてJIS規格を準用。

(6) 表示:
カタログ、機器本体等に機器のエネルギー消費効率を表示することを義務づけ。

トップランナー制度によるこれまでの省エネ効果

機器名	エネルギー消費効率の改善（実績）	エネルギー消費効率の改善（目標）
テレビジョン受信機（ブラウン管テレビ）	25.7%（1997→2003年度）	16.4%
ビデオテープレコーダー	73.6%（1997→2003年度）	58.7%
エアコンディショナー※（ルームエアコン）	67.8%（1997→2004冷凍年度）	66.1%
電気冷蔵庫	55.2%（1998→2004年度）	30.5%
電気冷凍庫	29.6%（1998→2004年度）	22.9%
ガソリン乗用自動車※	22.8%（1995→2005年度）	22.8%（1995→2010年度）
ディーゼル貨物自動車※	21.7%（1995→2005年度）	6.5%
自動販売機	37.3%（2000→2005年度）	33.9%
蛍光灯器具※	35.6%（1997→2005年度）	16.6%
複写機	72.5%（1997→2006年度）	30.97%

※を付した機器については省エネ基準が単位当たりのエネルギー消費効率（例：km/l）で定められており、※を付していない機器についてはエネルギー消費量（例：kWh/年）で定められている。上表中の「エネルギー消費効率の改善」は、それぞれの基準で見た改善率を示している（例：10km/lが15km/lとなれば50%改善とし（100km走った場合の燃料消費量10リットルが6.7リットルに33%改善という考え方ではない）、10kWh/年が5kWh/年となれば50%改善としている）。